

災害復旧における入札契約方式の 適用ガイドライン参考資料

平成30年7月作成

平成31年4月改訂

令和2年4月改訂

令和6年4月改訂

令和6年6月改訂

愛媛県

目 次

参考資料	1
1. 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し（土木一式工事） …	1
2. 大規模災害における入札契約方式等の適用事例……………	1
1 平成30年7月豪雨災害時の対応……………	2
○確実な施工確保、不調・不落対策……………	3
○担い手の確保……………	3
○その他の配慮……………	5
○他の発注者との連携等……………	7
2 平成30年7月豪雨を踏まえた改善……………	8
○入札・契約制度の改善……………	8
3. 関連例規集	9
4. 暫定契約の取扱い	20
5. 紙入札事例集……	30

参考資料

1. 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し（土木一式工事）

平成30年7月豪雨を踏まえ、災害復旧工事に係る入札契約方式を見直した。なお、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」については、平成30年7月1日から活用している。

○見直し前(H30.7月時点)

設計金額	応急復旧工事	本復旧工事		左記以外
		災害復旧工事等 施を要する工事	左記以外の災害復旧工事 及び防災対策工事	
1億円以上	年間維持契約 の活用 随意契約	指名競争入札 (入札後審査型(価格競争)の事例あり)	入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)
1億円未満 3千万円以上			入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)
3千万円未満 8百万円以上		指名競争入札	指名競争入札	入札後審査型 (簡易実績型)
8百万円未満				指名競争入札

○見直し後(R6.6月時点)

設計金額	応急復旧工事	本復旧工事		防災対策工事	左記以外	
		緊急性が極めて高 い本復旧工事等	左記以外の本復旧工事			
2億円以上	年間維持契約 の活用 随意契約	入札後審査型 (実績確認型)	指名競争入札	入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)	
2億円未満 1億円以上				入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)	
1億円未満 5千万円以上				入札後審査型 (簡易実績型)	入札後審査型 (簡易実績型)	
5千万円未満 3千万円以上		指名競争入札		指名競争入札	指名競争入札	
3千万円未満 1千万円以上				入札後審査型 (簡易実績型)	指名競争入札	
1千万円未満						

2. 大規模災害における入札契約方式等の適用事例

本県で発生した大規模災害における復旧事例から、入札契約方式の適用状況及び発注関係事務に関する措置を整理する。今後、本県において大規模災害が発生した場合、以下で示す対応事例を参考にされたい。

なお、導入効果は期待されるが災害からの復旧で本県がまだ活用していない措置については、ガイドライン本編「3. 入札・契約制度における検討すべき措置等」で〔未実施〕と示してある。

1 平成30年7月豪雨災害時の対応

本県においては平成30年7月上旬に南予地域を中心として大規模な豪雨災害が発生した。平成30年7月豪雨災害（以下「7月豪雨災害」という。）では、本県をはじめ岡山県や広島県を中心に広範囲な地域が被災したが、国土交通省の報告資料によると人的被害と住家被害は岡山県と広島県に次いで本県の被害が多かった。

7月豪雨災害の対応事例では、ガイドライン本編で示した入札契約方式選定の基本的考え方沿って発注関係事務を行っており、通常の方式によらない入札契約方式を適用した件数は次のとおりである。

表 1-1 入札契約方式別の活用状況〔工事〕

部局	随意契約	指名競争入札 (3千万円～1億円)	指名業者 数の縮減	実績確認 型 (1億円～)	入札中止	入札期間 延期	既存工事 の中止要請	既存工事 の 工期延期
土木部	2	190	221	36	1	2	10	207
(参考) 他部局	0	49	13	3	0	1	0	0

（単位：件、R3.3.31 時点）

表 1-2 入札契約方式別の活用状況〔業務〕

部局	随意契約	指名業者 数の縮減
土木部	57	9
(参考) 他部局	1	4

（単位：件、R3.3.31 時点）

被災の規模が大きい地域では、県から業界団体に対し災害協定に基づく協力要請を行っており、応急対策業務を実施する業者と随意契約を締結した。また、年間維持業者による対応が可能な場合は、年度当初に締結した既存の契約を活用している。

7月豪雨災害は激甚災害に指定されたので、国による災害査定を受けて災害復旧国庫負担事業における国庫負担率の嵩上げ措置が講じられた（県工事では該当なし）。応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事については、災害査定までに施工を開始して査定時に国庫負担を申請した。その他の災害復旧工事については、各発注機関が災害査定を受けたうえで発注を行っている。

災害復旧工事等の発注にあたっては、ガイドラインに沿った対応に加えて、適宜、次頁以降に挙げる特例措置を講じたところであるが、これらの実績を踏まえてガイドラインの初版を見直し、補足事項を追加した改訂版を作成している。具体的な措置事例については以下で整理する。

○確実な施工確保、不調・不落対策

(1) 実態を踏まえた積算の導入

<遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用>

7月豪雨災害等に伴う災害復旧事業の実施に伴って、一部建設資材の逼迫が生じつつあり、通常は地域内から調達している砕石等の建設資材について、安定的に確保するため、遠隔地から調達せざるを得なくなることが想定し、調達の実態を反映して輸送費や購入費用などを設計変更する場合の必要事項を定めた。工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合に、地域内の工事を円滑に実施するため、平成31年3月4日以降、対象建設資材を購入する土木部発注工事において適用し、土木工事標準積算基準において、対象建設資材の単価を使用する全ての歩掛を対象としている。

<地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更に係る運用>

復旧・復興JV対象工事の「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」について、現行の積算基準による積算と実際にかかる費用の間に乖離が生じる可能性があるため、受注者の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する場合の必要事項を定めた。

(2) 総合工程表の導入

7月豪雨災害の災害復旧工事において、業者の手持ち工事量を把握し、適切な進捗管理を行うため、建設業関係団体に「総合工程表」の提出を依頼した。また、各発注機関に対しては、地域企業の実情に配慮し、適切な発注時期や発注ロットの設定、指名業者の選定等に努めるよう依頼した。

(3) その他の対策

<随意契約における予定価格の事前公表（工事及び業務）>

土木部において平成30年7月13日以降に見積依頼通知を行う本災害に係る応急復旧工事及び委託業務の随意契約については、原則として予定価格を事前公表した。

○担い手の確保

(1) 共同企業体等の活用（工事）

<愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体>

7月豪雨災害の発災後、大洲・八幡浜・西予土木事務所及び南予地方局建設部

の管内において、工事の発注量が管内業者の施工能力を大幅に上回るおそれがあることから、設計金額1億円以上かつ土木一式工事の7月豪雨災害復旧等工事を対象として、被災地域の建設業者と被災地域外の県内建設業者による復旧・復興建設工事共同企業体を活用し、迅速かつ確実に災害復旧工事を行うことができる施工体制を確保した。

愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱の概要

迅速かつ確実な施工を実施し得る施工体制を確保するため、平成30年11月1日以降に、被災地域の業者と県内被災地域外との業者の組合せにより結成する愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）を対象とした工事の入札公告を開始

災害復旧工事のうち、次の要件を満たす工事について、復旧・復興JV対象工事とし、復旧・復興JVのみが入札に参加可能

- 災害復旧工事（7月豪雨災害に係る災害復旧工事又は災害関連工事）
- 設計金額1億円以上の全ての土木一式工事（WTO対象工事を除く。）
- 施工箇所
 - ・南予地方局建設部管内（宇和島市、松野町及び鬼北町）
 - ・大洲土木事務所管内（大洲市及び内子町）
 - ・八幡浜土木事務所管内（八幡浜市及び伊方町）
 - ・西予土木事務所管内（西予市）

（2）技術者要件等の緩和

＜現場代理人の常駐義務緩和措置＞

平成30年9月25日から令和3年3月31日までの間、現場代理人の常駐義務を緩和し、以下の要件を全て満たす場合に限り、5件まで（うち、災害復旧工事等に該当しない工事は3件まで、県発注工事に限らない）の工事の兼任を認めることとした。

[緩和措置の要件]

- 兼任する工事のいずれかが災害復旧工事等であること
- 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して5件以内であり、このうち災害復旧工事等に該当しない工事が3件以内であること
- 兼任する工事の各現場間が最短で60分以内に移動できる距離（一つの工事に現場が複数ある場合も同様）にあるか、全ての現場が同一の地方局管内にあること
- 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合は、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること

※設計金額による要件はない。

＜主任（監理）技術者の恒常的な雇用関係の特例措置＞

本県では、技術者が著しく不足するおそれがあり、やむを得ないと認められた建設業者に対しては、復旧・復興JV対象工事の代表者以外の構成員として技術者を配置する場合又は設計金額1億円未満の平成30年7月豪雨災害に係る災害関連工事で技術者を配置する場合に限り、主任（監理）技術者について3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を求めないこととして、工事の発注・施工を円滑に行えるよう条件を整えた。

○その他の配慮

(1) 既存工事の中止要請

＜工事の一時中止及び支払の迅速化・弾力化等＞

本県における7月豪雨災害への対応では、各発注機関の判断により既存工事について中止要請のほか工期延期等を行っている。

しかしながら、被災地域の建設業者においては、業者自身の被災や豪雨直後の応急対応による負担に加え、通常工事の一時中止等により、運転資金の枯渇を心配する意見も県に寄せられた。本県においては、工事中止命令及び応急復旧工事等に係る前金払（中間前金払）の推進について本ガイドラインに沿って適切な事務処理を行うこととし、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき応急対策業務施工者の施工する工事については、ひとつの工事として随意契約により発注した。

＜国土交通省からの要請＞

工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態が発生しているため、応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について国土交通省から要請があった。

なお、国土交通省からの要請（平成30年7月12日付け国土建第123号）については、次のとおりである。

1. 工事中止命令について

(1) 施工できなくなった工事に係る一時中止命令

今般の豪雨災害により施工できなくなった工事については、公共工事標準請負約款第20条第1項に基づき、的確に工事の一時中止を指示すること。

(2) 当面の災害応急対策を優先して行うための工事一時中止命令

施工中の工事が被災していない場合において、当該工事の施工会社が被災地における災害応急対策を優先して行う必要があると認められる場合には、施工会社の意向も踏まえ、同約款第20条第2項に基づき、工事の一時中止を指示すること。

2. 応急復旧工事等に係る前金払（中間前金払）の推進について

（1）前金払（中間前金払）の適切な実施

前金払をすることができる工事については、受注者の意向を踏まえ、迅速かつ円滑な実施に配慮すること。

また、請負契約書の取交しが後日となる場合であっても、前金払することは可能であるため、積極的な活用を検討すること。

（2）前払金保証の事務処理の迅速化・弾力化

応急復旧工事等に係る前払金の保証については、保証事業会社に対して事務処理の迅速化・弾力化を要請しているので、理解のうえ協力すること。

（2）災害復旧工事等における工事成績評定

災害復旧工事等においては、応急的な作業や維持的な工種が多く、またこれらの工種が複数含まれる工事が多いことから、災害復旧工事等における工事成績評定に関する留意点を次のとおり取りまとめた。

○大規模災害時応急対策工事について

- ・大規模災害時応急対策工事は、工事成績評定の対象外とすること（平成30年8月3日付け30 土第337号）。

○崩土除去工事と河床掘削工事について

・土石流等により河川が埋塞した場合の埋塞土砂・流木等を撤去する工事は、工事成績評定要領に定める「崩土除去工事」として、工事成績評定の対象外とすること。該当する事業を例示すると次のとおりであるが、これ以外の事業であっても工事の目的を鑑み、「崩土除去工事」に該当するか判断すること。

- ・災害関連緊急河床掘削事業
- ・河床掘削緊急対策事業
- ・土砂災害関連応急対策事業
- ・大規模災害緊急道路啓開等事業
- ・従来実施している県単河床掘削事業や河川防災緊急対策事業等による通常の河床掘削工事は、これまでどおり成績評定の対象とすること。

○仮設工事について

- ・大型土のうや仮設防護柵等の簡易な仮設工事は、年間維持工事とみなし、工事成績評定の対象外とすること。
- ・大規模な仮橋等、仮設工事であっても重要度及び難易度の高い工事は、工事成績評定の対象とすること。

○その他

- ・予定価格が500万円以上であって、工事成績評定の対象外とする工事は、その旨を

特記仕様書で明示すること（平成28年3月25日付け27土（技）第732号）。

- ・適用に疑義のある場合は、技術企画室と協議すること。

○他の発注者との連携等

7月豪雨災害への対応では、他の発注機関や事業者団体と連携して、入札不調対策や地域防災力の強化等を図った。

まず、「南予地域災害復旧情報連絡会議」が国により設置され、本県及び被害の大きい3市（宇和島市、大洲市及び西予市）を構成員として、関係者間の情報共有や対応策の検討を行っている。

本県は同会議において7月豪雨災害復旧工事における現場代理人の常駐義務を緩和したこと等を情報提供し、被災の規模が大きい県内市町も同様の緩和策を実施したことにより、地域の状況を踏まえた入札不調対策となった。

さらに、本県及び3市を構成員とする「南予3市執行促進会議」を各市に設置し、3市における平成30年発生災害（7月豪雨災害に加え台風24号災害等も含む）に係る執行計画を策定し、執行管理を適切に実施することにより、災害からの早期復興を図っている。同会議では、執行上の諸課題への対応を協議し、早期執行に資する各種施策等も情報共有することとなった。

加えて、本県における7月豪雨災害からの復旧においては、発注の集中に伴う技術職員不足が想定されるため、地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣要請を行い、他の都県と協定を締結したうえで技術職員を受け入れた。

2 平成30年7月豪雨災害を踏まえた改善

○入札・契約制度の改善

(1) 業者選定の見直し

大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約の導入に伴い、審査会等の職務に係る対象から、該当工事（愛媛県会計規則第146条第1項第4号の復旧工事）を除外した。

○対象要綱

- ・愛媛県競争参加資格審査会要綱 第2（職務）（1）
- ・地方局業者選定等審査会要綱（準則）第2条第1号
- ・地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）第2条第1項第1号

(2) 入札方式の見直し

7月豪雨災害では、災害復旧工事について特例として、設計金額1億円以上のものを簡易型総合評価落札方式の実績確認型を、1億円未満の工事を指名競争入札で拡大運用していたものを、迅速な対応が可能であったことを踏まえ、制度化した。

(3) 暫定契約の導入

平成30年7月豪雨による災害が発生した際、契約締結に必要な施工数量や設計金額の確定までに時間を要したことにより迅速な支払いが行えず、応急復旧工事に従事した建設業者の資金繩りに支障を来たしたという課題の解決を図るため、大規模災害が発生した場合、応急復旧工事の受注者の意向に応じて、人員や資機材の調達に必要な資金調達の円滑化を支援し、迅速な前金払を行うことを目的とした暫定契約（特約条項付き契約）を導入した。

○改正の概要

- ・予定価格調書の作成省略（会計規則第146号第1号第4号）
- ・契約保証金の免除（工事執行規程第7条）
- ・工程表の省略（工事執行規程第9条）
- ・工事成績評定を対象外

3. 関連例規集

県が締結する工事及び工事に関する調査、測量及び設計業務に係る契約は、地方自治法、同施行令及び規則等により入札契約方式が規定されている。入札・契約事務の参考とするため、これらの法規及び県の規程から「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」と関連する条項を抜粋して掲載した。

地方自治法（抜粋）

（昭和22年4月17日法律第67号） 令和5年12月20日改正施行

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

地方自治法施行令（抜粋）

（昭和22年5月3日号外政令第16号） 令和6年3月30日改正、4月1日施行

（指名競争入札）

第一百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第一百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性

質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

<中略>

- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

- 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

別表第五（第百六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円
	市町村	八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円
	市町村	四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
五 物件の貸付け		三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円

（一般競争入札の開札及び再度入札）

第百六十七条の八 一般競争入札の開札は、第百六十七条の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせないことができる。
- 3 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第百六十七条の十第二項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第百六十七条の九 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならぬ。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

建設業法施行令（抜粋）

（昭和31年8月29日政令第273号）令和4年12月23日改正、令和6年4月1日施行

（建設工事の見積期間）

第六条 法第二十条第三項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。

- 一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上
- 二 工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上
- 三 工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上

愛媛県会計規則（抜粋）

（昭和45年4月1日規則第18号）令和5年11月6日改正施行

（一般競争入札の公告）

第132条 契約担当者は、一般競争入札をする場合は、入札の期日から起算して10日（工事の請負契約を締結するときの入札にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条の規定による見積期間）前までに、令第167条の6又は第167条の10の2第6項に規定するもののほか、次に掲げる事項を愛媛県報、新聞、県の掲示板等により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、工事の請負契約を締結するときの入札を除き、その期間を5日までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 入札書の提出方法（電子入札（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と入札者又は見積者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う入札又は見積りの手続をいう。以下同じ。）にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の記録方法）
- (6) その他必要な事項

- 2 契約担当者は、前項の規定により入札の公告をするときは、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年愛媛県条例第4号）第2条に規定する契約に該当するものについては、議会の議決を経た後に当該契約を締結する旨をあわせて公告するものとする。

(入札)

第138条 契約担当者は、一般競争入札の入札者に、1件ごとに入札金額、入札件名、提出年月日及び入札者の住所氏名を記載して押印をした入札書を、封書にして入札書であることを表記させ、指定の日時までに提出させなければならない。ただし、当該入札事務の担当者及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれらの者の連絡先を当該入札書に記載させており、当該担当者又は当該責任者の本人確認を行った場合は、押印を省略させることができる。

- 2 契約担当者は、電子入札により一般競争入札をするときは、前項の規定にかかわらず、入札者に、同項の入札書の提出に代えて、入札書に記載すべき事項が記録された電磁的記録であつて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が行われたものを、当該電子署名に係る電子証明書（入札者又は見積者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）と併せて、指定の日時までに契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける契約に係る入札をするとき、又は電子情報処理組織における障害の発生その他契約担当者がやむを得ない理由があると認めるときは、前項の入札書の提出をさせることができる。
- 3 契約担当者は、一般競争入札において入札者の代理人が他の入札者又は他の入札者の代理人であるときは、これに入札させてはならない。
- 4 契約担当者は、一般競争入札において入札者の代理人に入札させるときは、入札前にその代理権限を明らかにした委任状を提出させなければならない。

(落札決定の通知)

第143条 契約担当者は、一般競争入札の落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面若しくは電磁的記録によりその旨を当該落札者に通知しなければならない。

(指名競争入札参加者の指名及び通知)

第144条 契約担当者は、指名競争入札をするときは、当該入札に参加する者を3人以上指名しなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の規定により指名競争入札に参加する者を指名したときは、第132条に規定する事項を当該指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第145条 第131条及び第133条から第143条までの規定は、指名競争入札を行なうときにこれを準用する。

(随意契約の限度額)

第145条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、別表第5左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

別表第5（第145条の2関係）

1 工事又は製造の請負	250万円
2 財産の買入れ	160万円
3 物件の借入れ	80万円
4 財産の売払い	50万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

(随意契約の手続)

第145条の3 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申込方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況を公表すること。

(予定価格の作成等)

第146条 契約担当者は、随意契約をするときは、予定価格を第133条第1項及び第2項の規定の例により決定し、当該予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格が別表第6左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない契約
- (2) 法令によつて価格が統制されているものに係る契約
- (3) 図書、定期刊行物等販売価格をそのまま予定価格として採用できるものに係る契約
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う復旧工事に係る契約であつて特に緊急を要すると認められるもの

(見積り)

第147条 契約担当者は、随意契約をするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、これを1人の者から徴することができる。

- (1) 予定価格が30万円を超えない契約
- (2) 法令によつて価格が統制されているものに係る契約
- (3) 図書、定期刊行物等の購入契約
- (4) 販売業者又は取扱業者が他にないものに係る契約

<中略>

- (6) 前各号のほか、契約の性質又は目的により相手方が特定される契約

2 契約担当者は、電子入札により随意契約をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の見積書の徴取に代えて、2人以上の者に見積書に記載すべき事項が記録された電磁的記録であつて電子署名が行われたものを、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する契約にあつては、1人の者に記録させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令の規定の適用を受ける随意契約に係る見積りをするとき、又は電子情報処理組織における障害の発生その他契約担当者がやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の見積書の提出をさせることができる。

4 契約担当者は、前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、見積書（電子入札にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）を省略することができる。

- (1) 生産品等の即売又は委託販売の契約
- (2) 官公署（公団等を含む。以下同じ。）を相手方とする契約
- (3) 郵便切手、収入印紙等の購入契約
- (4) 前各号のほか、見積書を徴することが困難と認められる契約
(競争入札に関する規定の準用)

第148条 第141条、第143条及び第144条第2項の規定は、随意契約を行なうときにこれを準用する。

愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領（抜粋）

平成15年7月1日施行、令和6年4月1日改正施行

（対象工事）

第3条 原則として、愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第7条第2項に規定する格付け等級の最下位等級以外の対象工事を対象として実施する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 入札前に技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要がある工事
- (2) 災害復旧工事のうち、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事
- (3) 設計金額1億円未満の災害復旧工事及び同3千万円未満の防災対策工事
- (4) 入札後審査型一般競争入札が不適当と認められる工事
- (5) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続に特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める工事
- (6) 総合評価実施要領第3条第3項に規定する簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）で実施した入札後審査型一般競争入札で入札不調となり、再度発注する工事

愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（抜粋）

平成18年9月20日施行、令和6年4月1日改正施行

（対象工事）

第3条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）は、設計金額2億円以上の工事を対象とした入札において実施する。ただし、次に掲げる工事にあっては、この限りでない。

- (1) 在来工法による建築耐震改修工事
 - (2) 災害復旧工事
 - (3) 技術的難易度が低く、簡易な施工計画を含む技術提案を評価することが適当でないと認められる工事
- 2 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）は、次表に掲げる工事を対象とした入札において実施する。ただし、設計金額2億円以上の工事のうち、前項各号に規定するものを対象とした入札においても実施することができる。

工事種類別	設計金額
土木	5千万円以上2億円未満
建築	6千万円以上2億円未満
その他	4千5百万円以上2億円未満

3 簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）は、次表に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

工事種類別	設計金額
土木	1千万円以上5千万円未満
建築	1千5百万円以上6千万円未満
その他	1千万円以上4千5百万円未満

4 前各項に掲げる工事が次に掲げる工事に該当する場合にあっては、前各項の規定にかかわらず、簡易型総合評価落札方式によらないことができる。

- (1) 設計金額1億円以上の災害復旧工事のうち、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事
- (2) 設計金額1億円未満の災害復旧工事
- (3) 簡易型総合評価落札方式によることが適当でないと認められる工事

愛媛県工事執行規程（抜粋）

（昭和39年8月14日告示第695号） 令和4年5月20日改正施行

（契約保証金）

第7条 1件の設計金額（請負に付すべき金額（材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が100万円以上の工事については、規則第154条第1号、第2号又は第5号（契約が規則第146条第1項第4号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合及び当該契約を規則第158条の規定により変更する場合に限る。）の規定による場合を除き、契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の増額変更により既に納付させた契約保証金額が請負代金額の10分の1（規則第133条の2第2項の規定による調査に係る契約にあっては、請負代金額の10分の3）に満たなくなつた場合におけるその差額の納付については、この限りでない。

（工程表の省略）

第9条 工程表を省略することができる工事は、1件の請負代金額が50万円未満のもの、年間維持工事（県が管理する施設、設備等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持することを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事をいう。以下同じ。）及び規則第146条第1項第4号の復旧工事（同号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合に限る。）とする。

南予地域災害復旧工事情報連絡会議 規約

(名称)

第1条 本会議は「南予地域災害復旧工事情報連絡会議（以下、「情報連絡会議」という。）」と称する。

(目的)

第2条 情報連絡会議は、平成30年7月豪雨等により被災した公共土木施設等に係る復旧・復興工事等を円滑に進めるため、各地域の施工体制の確保等に係る様々な課題に対し、関係者間において情報共有や対応策の検討を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 情報連絡会議は、下記事項について協議する。

- (1) 復旧・復興工事等に関する発注計画の共有
- (2) 建設産業の現状と課題の共有
- (3) 建設資機材や労働力の確保に関する現状と課題の共有
- (4) 適正な発注について
- (5) 発注情報の一元化
- (6) その他、情報連絡会議で必要と認める事項

(組織)

第4条 情報連絡会議は、国土交通省四国地方整備局及び愛媛県で主催する。

2 構成員は別表1に掲げるとおりとする。

(役員)

第5条 本会議に、次の役員を置く。

- 議長 1名
- 副議長 1名

(役員の選任)

第6条 議長は、国土交通省四国地方整備局技術調整管理官をもって充てる。

2 副議長は、愛媛県土木部技術企画室長をもって充てる。

(役員の職務)

第7条 議長は、本会議の会務を統括する。

2 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議の開催)

第8条 情報連絡会議は、必要に応じて開催する。

(事務局)

第9条 情報連絡会議の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課、愛媛県土木部技術企画室に置くものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、情報連絡会議の運営に必要な事項は、情報連絡会議において協議のうえ定める。

附 則

この規約は、平成30年11月21日から施行する。

別表 1

国土交通省	四国地方整備局 企画部 大洲河川国道事務所 山鳥坂ダム工事事務所 野村ダム管理所	環境調整官 技術調整管理官 技術開発調整官 工事品質調整官 技術管理課長 事務所長 事務所長 管理所長
愛媛県	土木部 土木管理局 南予地方局建設部 大洲土木事務所 西予土木事務所	技術企画室長 建設企画課長 企画工事検査専門員 企画工事検査専門員
大洲市	建設部	建設課長
西予市	建設部	建設課長
宇和島市	建設部	建設課長

※構成員は必要に応じて情報連絡会議において協議のうえ追加する。

※情報連絡会議は代理出席を認める。

南予3市執行促進会議 規約

(目的)

第1条 南予3市執行促進会議（以下「執行促進会議」という。）は、宇和島市、大洲市及び西予市（以下「3市」という。）における平成30年発生災害に係る執行計画を策定し、執行管理を適切に実施することにより、災害からの早期復興を図ることを目的とする。

(協議)

第2条 執行促進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 平成30年発生災害の復旧工事に係る執行計画の策定及び執行管理
- (2) 執行上の諸課題への対応
- (3) 早期執行に資する各種施策等の情報共有
- (4) その他、執行促進会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 執行促進会議は、3市にそれぞれ設置する。

2 構成員は次のとおりとする。

(1) 宇和島市執行促進会議

宇和島市	建設部長、建設課長
	産業経済部長、農業復興統括官、農林課長
	財政課長
南予地方局	建設部長、建設企画課長
	産業経済部 復興監、農村整備課長、森林林業課長

(2) 大洲市執行促進会議

大洲市	建設部長、建設課長
	農林水産部長、農山漁村整備課長
	財政契約課長
南予地方局	建設部 大洲土木事務所長、同 企画工事検査専門員
	産業経済部 復興監
	八幡浜支局 農村整備第一課長、農村整備第二課長、
	森林林業課長

(3) 西予市執行促進会議

西予市	建設部長、建設課長
	産業部長、農業水産課長、林業課長
	監理用地課長
南予地方局	建設部 西予土木事務所長、同 企画工事検査専門員
	産業経済部 復興監
	八幡浜支局 農村整備第一課長、農村整備第二課長、
	森林林業課長

(会長)

第4条 各執行促進会議の会長は、3市の建設部長をもって充てる。

(オブザーバー)

第5条 各執行促進会議には、会長の要請により次の者がオブザーバーとして参加する。

愛媛県 土木部 土木管理課長、土木管理課技術企画室長

愛媛県 農林水産部 農地整備課長、森林整備課長

2 その他、会長が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。

(開催)

第6条 執行促進会議は2ヶ月に1回程度、会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認める場合は随時実施可能とする。

(事務局)

第7条 執行促進会議の事務を処理するため、各執行促進会議に次のとおり事務局を設置する。

(1) 宇和島市執行促進会議

宇和島市 建設部 建設課

南予地方局 建設部 建設企画課

(2) 大洲市執行促進会議

大洲市 建設部 建設課

南予地方局 建設部 大洲土木事務所

(3) 西予市執行促進会議

西予市 建設部 建設課

南予地方局 建設部 西予土木事務所

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、執行促進会議の運営に関し必要な事項は、都度、会長が定める。

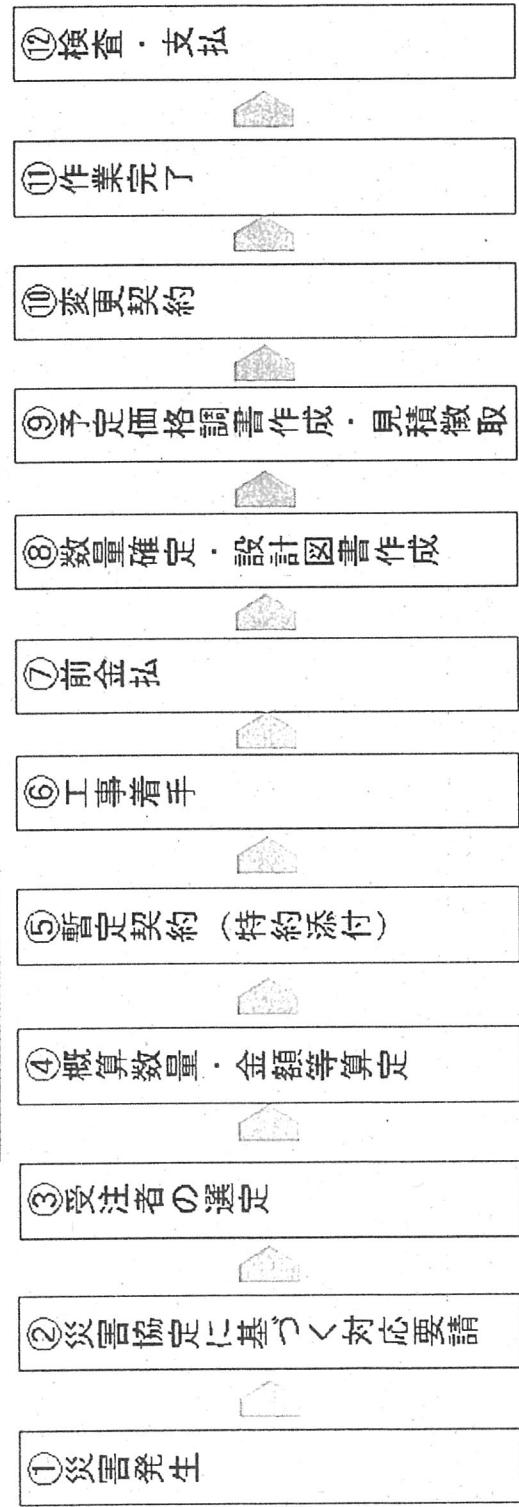
附則

この規約は、令和元年6月5日から施行する。

4. 暫定契約の取扱い

災害時に行う暫定契約（特約条項付き契約）を行う場合、契約に際しては「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」、工事内容の設定に際しては、「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づく暫定契約における工事内容等設定要領」を参考として、適切な事務を行う。

暫定契約（特約付き契約）フロー



- 災害協定に基づき団体がリストアップした業者の中から、施工能力、地理的条件等を踏まえて選定
 ②による団体からの報告又は現地確認のうえ、県で概算数量、概算契約金額を算定
 ③で選定した業者と随意契約により④で算定した概算の数量、金額、工期で契約を締結
 ・予定価格調書、見積徵取は省略し、契約を付した工事請負契約書を使用
 ・建設リサイクル法の対象工事の場合は関係書類をもって前金払を実施
 保証事業会社の前払金保証書※、請求書の提出をもって前金払の額
 【工事】暫定契約額の10分の4以内
 ※保証書は保証事業会社からのFA×も可とする。（原本は後日提出、受注者からのFA×は不可）
 ⑩ 変更契約締結以降は、通常の工事と同様の手続により部分払又は中間前金払の請求も可能
 ⑫ 工事成績評定の対象外とする

大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県内で大規模な風水害、震災その他予見し難い非常事態(以下「災害等」という。)により被害が発生した場合に県が発注する工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)において、工事の人員や資機材の確保に際して必要な資金の円滑な調達を支援するため、受注者の意向に応じて迅速に前払金を支払うことを目的として締結する随意契約(愛媛県会計規則(昭和45年4月愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。)第146条第1項第4号の規定による契約をいう。以下「暫定契約」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 前条に規定する災害等は、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき、愛媛県災害対策本部が設置される災害等
- ② 前号に掲げる災害等と同程度であって、応急対策業務のために、建設業関係団体の協力が必要であると県が認めるもの

(対象工事)

第3条 暫定契約の対象は、県が発注する工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事として、県が建設業関係団体と締結した大規模災害時における応急対策業務に関する協定(以下「大規模災害協定」という。)に基づき要請するものとする。

- ① 発災直後から一定の間に對応が必要となる道路啓開、がれき除去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事
- ② 孤立集落の解消のための橋梁復旧工事
- ③ その他防災上の観点から、特に緊急の対応が必要と認められる工事

(発注方法)

第4条 暫定契約に係る工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約により発注する。

- 2 前項の規定による契約の相手方は、大規模災害協定に基づき建設業関係団体から報告があった候補者の中から、施工能力、地理的条件等を総合的に考慮し、契約担当者(会計規則第2条第6号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)が選定する。
- 3 第1項の工事を発注するときは、会計規則第146条第1項ただし書の規定により、予定価格を記載した書面の作成を省略する。
- 4 第1項の工事を発注するときは、会計規則第147条第4項第4号の規定により、見積書の徴取を省略する。

(暫定契約とする内容等)

第5条 暫定契約は、工事内容(工法、数量等をいう。以下同じ。)、設計金額及び工期(以下「工事内容等」という。)について、概要及び概算によるものとする。

- 2 前項の工事内容等は、別に定めるところにより、工事主管課(愛媛県工事執行事務取扱規程(令和2年6月愛媛県訓令第13号。以下「工事執行事務取扱規程」という。)第2条第3号に規定する工事主管課をいう。)において設定する。
- 3 暫定契約において、建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定期工」とする。

(契約方法)

第6条 暫定契約を締結するときは、契約書に(別紙)「当初において暫定契約とする特約条項」を付記するものとする。

- 2 暫定契約を締結するときは、会計規則第154条第5号の規定により、契約保証金の全部の納付を免除する。

(工程表)

第7条 第9条に規定する暫定契約の期間中においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条に規定する対象建設工事に該当するときを除き、愛媛県工事執行規程(昭和39年8月愛媛県告示第695号)第9条の規定により、契約書第3条に規定する工程表の提出を求めないものとする。

(前金払)

第8条 契約担当者は、第5条第1項及び第2項の規定により算定した設計金額が100万円以上の工事であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証が付されている場合は、前金払をすることができる。

- 2 前項の規定により前金払をすることができる額は、概算請負代金額の10分の4以内の額とする。

(暫定契約の期間)

第9条 暫定契約として取り扱う期間は、契約の締結後、次条に規定する変更契約が締結されるまでの間とする。

(変更契約)

第10条 契約担当者は、暫定契約の締結後、速やかに現地の状況把握に努めるとともに、受注者から当該工事に係る参考見積書、積算内訳書その他施工内容が確認できる書類を徴することにより工事内容等を精査した上で、当該工事に係る設計図書を作成するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の設計図書に基づき、受注者と、変更後の工事内容等について十分協議した上で、変更契約を締結するものとする。
- 3 前項の規定により変更契約を締結するときは、工事執行事務取扱規程第6条及び会計規則第146条第1項本文の規定に基づき予定価格を決定し、当該予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を作成するとともに、同規則第147条第1項第6号の規定により、受注者から見積書を徴取するものとする。
- 4 前項の予定価格調書は、会計規則第133条第3項の例により封書にし、見積り合わせの際これを見積り合わせの場所に置くものとする。ただし、対面による見積り合わせを行わない場合にあっては、この限りでない。
- 5 前項の規定により決定した予定価格は、変更契約の締結後に公表するものとする。
- 6 請負率については、第3項の見積書に記載された金額により算定し、以後の変更契約においては、その請負率を適用する。
- 7 第6条第2項の規定は、変更契約に係る契約保証金について準用する。
- 8 契約担当者は、変更契約の締結後、契約書第3条の規定に基づき、受注者に対して工程表の提出を求めるものとする。

(その他)

- 第11条 暫定契約の締結にあたっては、工事執行事務取扱規程第3条第2項、第4条及び第7条並びに愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)(平成17年8月17日制定)の規定は、適用しない。

2 この要領に定めるもののほか、暫定契約の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月20日から施行する。

(別紙)

当初において暫定契約とする特約条項

(契約の締結)

第1条 この契約は、大規模災害時における応急対策業務の初期活動を円滑に実施するため、当初は、概算の工事内容及び工事費により締結するものとする。

(請負金額、工期)

第2条 前条に規定する概算の工事内容及び工事費による契約とする期間（以下「暫定契約期間」という。）は、この契約を締結した時から変更契約を締結するまでの間の取扱いとし、当該期間において、建設工事請負契約書及び同約款（以下「約款」という。）中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定期工」読み替えるものとする。

(設計図書)

第3条 本契約の締結にあたり、約款第1条第1項に規定する設計図書については、暫定契約期間における写真、数量計算書等の概要資料をもって代えることができる。

(工程表)

第4条 受注者は、約款第3条第1項の工程表について、暫定契約期間中は、作成及び提出を省略できるものとする。ただし、この契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条に規定する対象建設工事に該当する場合は、この限りでない。

(契約の保証)

第5条 本契約において、約款第4条の規定による契約の保証は、免除することができる。

(契約の変更)

第6条 発注者及び受注者のいずれもは、本契約締結後、できるだけ速やかに現地の状況把握に努めるとともに、受注者から参考見積書、積算内訳書その他施工内容が確認できる書類を徴することにより、工事内容等について精査した上で設計図書を作成するものとする。

2 発注者及び受注者は、前項の設計図書に基づき、工事内容等について十分協議した上で、変更契約を締結するものとする。

3 第4条の規定により作成及び提出を省略した工程表については、変更契約の締結後、約款第3条第1項の例により作成し、提出しなければならない。

「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づく
暫定契約における工事内容等設定要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領第5条第2項の規定による工事主管課が行う工事内容等の設定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事内容等

工法、図面、数量、仕様書、設計書、設計金額、工期などをいう。

(2) 設計図書

契約書とともに契約図書を構成するもので、設計書、図面、仕様書などをいう。

(工事内容等の設定方法)

第3条 暫定契約における工事内容等の設定は、原則、次の各号に掲げる簡易な方法により行うものとする。

(1) 工法については、実地または写真などの現地状況が把握できる資料により、被害状況などを確認または推測し選定する。

(2) 図面については、位置図、平面図、標準断面図のみの構成を基本とする。

なお、平面図及び標準断面図については、現地状況が把握できる写真または実測を伴わない概略図などに代えることができる。

(3) 数量の算出については、目測や写真判読などにより概算で行い、算出根拠(断面数量、延長、算式など)を図面に明記する。

(4) 設計書については、暫定実施設計書(別紙1)に必要事項を記入することとし、設計金額については、図面などで算出した作業毎の数量に暫定契約単価(別紙2)などを乗じた金額を合算することにより算出する。

(5) 仕様書については、「暫定契約に関する工事特記仕様書」(別紙3)を添付する。

(6) 工期については、工事の目的及び施工量などから十分な日数を確保する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、暫定契約における工事内容等の設定に関し必要な事項は、技術企画室および関係機関と協議のうえ決定する。

附 則

この要領は、令和4年9月14日から施行する。

令和 年度 暫定実施設計書

部長 (所長)	建設企画課長	主任 (技術)	課長	係長	設計者	検算	
工事番号							
工事名							
河川名、路線名等							
工事箇所							
賛計金額	円						
工事概要							
設計内訳書	No.	工程・種別	単位	数量	単価(概算)	金額	摘要
工事価格	円						
消費税額及び 地方消費税額	円						
工事費計	円						

※数量および金額は概算

(別紙2)

令和〇年度 暫定契約単価

No	工程・種別	単位	単価(円)	摘要
1	崩土等積込・運搬	m ³		運搬距離D=5km未満
2	コンクリ取扱・運搬	m ³		運搬距離D=5km未満
3	アスファルト取扱・運搬	m ²		運搬距離D=5km未満
4	盛土	m ³		運搬費用が上り購入費用は別途計上
5	大型土のう設置	基		製作・設置
6	土のう設置	基		製作・設置
7	アスファルト舗装	m ²		T=50mm
8	路盤	m ²		T=100mm
9	仮設落石防護柵	m		
10	交通誘導員	人日		

※ 上表の単価は、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）を含んだ単価としている。

本単価は、令和〇年度契約工事に限り適用できる。

暫定契約に関する工事特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づき、暫定契約を締結する工事に適用する。

(工事成績評定)

第2条 本工事は、請負代金額に関わらず、工事成績評定の対象外とする。

(提出書類)

第3条 提出書類については、発注者から別途指示がある場合は、当該指示を優先するものとする。

(変更数量および図面の作成)

第4条 本工事の変更契約に必要な数量および図面については、受注者が作成し提出するものとする。

(その他)

第5条 崩土、コンクリート殻、アスファルト殻等の運搬については、運搬距離5km以内の仮置きを想定している。

2 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

5. 紙入札事例集

災害発生後で電子入札が利用できない場合、必要に応じて紙入札により指名競争入札を行うことができるよう、紙入札の執行要領及び見積書を添付した。次ページ以降に示す紙入札執行要領（例）等を参考にして、関係法令等に則るとともに、適切な発注関係事務を行うこととする。

紙入札執行要領(例)

● ● 年 月 日 () 開札・指名競争入札 (○○庁舎○○会議室)

工事番号・工事名	予定価格	工 期	入札時刻
○○()第○号	○,○○○,○○○円	●●○年○月○日限り	
○○○○建設工事	○,○○○,○○○円(税抜)		午後○時~

執行担当者	執行補助者	立会人(入札者が立ち会わない場合)
管理職	入札事務担当者	入札事務に關係のない職員 (地方自治法施行令167条の8第1項)

事 項	進 行 要 領
受付	(入札通知書(指名通知)の写しを確認し、入室を許可)
入札開始	定刻となりましたので、ただ今から「○○()第○号 ○○○○建設工事」の入札を実施いたします。これ以降の入室、辞退以外の退出はできません。本日の入札は、△△課主幹の口口が執行します。
出欠確認	出欠の確認を行います。(出欠を確認)
委任状の確認	<p>本工事の入札を代理人が行う場合は、委任状を提出してください。これから回収して内容を確認します。(委任状の記載内容を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 確認事項 [回収・確認 執行補助者] 年月日 委任者の住所、商号又は名称、印 受任者の住所、氏名、印 ○ 確認結果を口口主幹に報告 <p>不備がある場合はその旨を発表し、当該業者に退席を求める。(代表者でなければ訂正不可能であるため、委任状の修正は不可)</p>
注意事項の説明	<p>それでは、今から入札を行います案件について、注意事項をご説明いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本工事は指名通知でお知らせしておりますとおり、予定価格は税抜きの金額で <u>○,○○○,○○○円</u> です。 ○ 本工事は、地方自治法施行令及び愛媛県会計規則の規定により最低制限価格(事後公表)を設けており、入札価格がこの最低制限価格を下回った場合は失格となります。 ○ したがいまして、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲の価格で入札を行った者の中から、最低の価格で入札を行った者を落札者とします。 ○ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札

紙入札執行要領(例)

	<p>者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額、すなわち税抜き額をアラビア数字で入札書に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札の際は、入札書と併せて工事費内訳書を提出してください。 ○ 本工事の工期は、請負契約成立日の翌日から●●〇年〇月〇日までとしております。 ○ (※設計金額が100万円以上の工事の場合) 前払金は契約金額の4割以内、加えて工期途中での中間前払金は2割以内で請求が可能です。 ○ (※設計金額が60万円以上の工事の場合) 中間前払金を請求しない場合にあっては、工期途中での既成部分に対する部分払いを〇回請求することが可能です。 ○ (※設計金額が100万円以上の工事の場合) この工事の契約に当たっては、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する契約保証を契約時までに提供いただくこととなっております。 ○ その他、入札者心得等については、既にご承知と思いますので説明を省略します。
入札前の質疑	この入札について、ご質問はございませんか。 (質問があれば対応)
代表者出席確認	それでは、代表者の方が来られているか確認します。 (委任状の提出がなかった業者名を呼び上げて確認)
入札の執行	<p>ただ今から、「〇〇()第〇号 〇〇〇〇〇建設工事」の入札を執行します。再度、入札書に記載された工事番号、工事名、入札金額等を確認いただき、工事費内訳書に記載の金額と突合された上、誤りのないよう入札をお願いします。</p> <p>なお、入札保証金は免除としますので、入札書の入札保証金の記載箇所に「免除」と記載してください。</p> <p>では、確認のできた方から、入札書と工事費内訳書を提出してください。</p>
工事費内訳書の確認	<p>全社から入札書及び工事費内訳書が提出されましたので、まず、工事費内訳書の確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費内訳書を開封し、内容を審査。(記載内容の訂正は不可。空欄があった場合は記入を促す。代表者印がない場合は無効。) <p>[適正でない工事費内訳書があった場合] 株〇〇社の工事費内訳書については、適正でないと判断し、入札書を無効として開札しないこととします。</p> <p>[全ての工事費内訳書が適正であった場合] 全社について工事費内訳書が適正と認めます。</p>

紙入札執行要領(例)

開札

それでは、開札を行います。

- ・執行補助者が入札書を開封、内容を確認。(記載内容の訂正は不可。記入漏れ(空欄)があった場合は指示して記入促す。)
- ・執行補助者は入札金額と工事費内訳書に記載された合計額が一致するか確認し、執行担当者に入札書を渡す。

ア 入札書の確認

- ・あて先(印刷済)
- ・日付(印刷済)
- ・住所
- ・商号又は名称
- ・代表者氏名
- ・代表者印(代表者が入札する場合)
- ・金額
- ・工事件名(工事番号・工事名は印刷済)
- ・代表者印が押されていないこと
- ・「代理人氏名」という付記
- ・代理人氏名
- ・代理人印
- ・入札書と委任状の照合
- ・住所
- ・商号又は名称
- ・代表者氏名
- ・代理人氏名
- ・代理人の印影

} (代理人が入札する場合)

イ 入札書の整理

入札書を金額の低い順に整理する。

ウ 入札書の再確認

入札書に誤りがないか確認する。

特に一番札については入念に確認し、代理人が入札する場合は、委任状とも照合する。

[入札価格と工事費内訳書が一致しない入札書があった場合]

株○○社の入札価格については、工事費内訳書に記載された合計額と一致していませんので、適正な見積りがなされていないと判断し、入札書を無効とします。

[全ての入札価格と工事費内訳書が一致していた場合]

全社について入札書を有効と認めます。

紙入札執行要領(例)

入札結果の発表	(執行担当者は、各入札書の金額を確認の上、次のとおり発表) <p>それでは、入札結果を発表します。 (有効な入札書について、最低価格から順番に入札者及び入札価格を読み上げる。)</p> <p>○最低価格入札者 億〇〇〇〇〇 入札価格 〇〇〇〇〇円 ○2番札 億△△△△△△ 入札価格 △△△△△△円 ○3番札 億□□□□□□ 入札価格 □□□□□□円</p> <p>(以下、同じ)</p> <p>ただ今、読み上げた入札価格で全社間違いありませんか。 (誤りのないことを確認)</p> <p>それでは、予定価格及び最低制限価格を確認します。 (最低入札価格が予定価格以下であり、かつ最低制限価格以上であるかを確認)</p> <p>(以下、全ての入札価格が予定価格以下(適正)であった場合についてケース別に説明)</p> <p>[最低入札価格が最低制限価格以上である場合] 最低価格入札者の億〇〇〇〇〇を落札者とします。入札価格の〇〇〇〇〇円に10%を加算した金額で落札決定します。</p> <p>[最低入札価格が最低制限価格を下回っている場合] 最低入札価格が最低制限価格を下回っておりますので、2番札(2番札も下回っていた場合は3番札)の億△△△△△△を落札者とします。入札価格の△△△△△△円に10%を加算した金額で落札決定します。</p> <p>[最低制限価格以上で最低価格が2者以上あった場合] 最低価格入札者が〇者おりますので、落札者決定のための抽選を行います。(抽選順位決定書(くじ)により抽選順位を決定後、落札者決定抽選書(くじ)により落札者を決定)</p> <p>抽選結果を発表します。億〇〇〇〇〇を落札者とします。入札価格の〇〇〇〇円に10%を加算した金額で落札決定します。</p> <p>以上をもちまして、入札を終了します。</p>
---------	---

紙入札執行要領(例)

【入札準備物】

- ・入札者心得(紙入札用)
- ・入口案内(貼付用のテープ)
- ・工事件名の掲示(工事番号及び工事名の確認用、室内に貼付)
- ・筆記用具・電卓等(マーカー、赤鉛筆、カッター等)
- ・くじ(指名業者数を考慮して複数パターン準備)
- ・会計規則
- ・紙入札執行要領(本書)
- ・入札書、委任状の記入例(確認用)
- ・付箋

—落札者決定抽選書を作成する—

抽選書は指名業者数を考慮して、あらかじめ作っておくこと。複数パターン作って執行担当者に選んでもらう。

作成していない場合は、その場で白紙に縦線を引き、いずれか1本の下端に落札決定と書き、文字が見えないように数回折り返し、ホッチキスで止めてくじを作成する。ただし、抽選に参加する業者には当たりの箇所が見えないよう注意を要する。

落札者決定抽選書			
● ● 年 月 日			
工事番号・工事名 ○○() 第○号 ○○○○○建設工事			
落札決定			

入札書

〇〇 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

所在 地

商号又は名称

代表者職氏名

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
--	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、〇〇（ ）第〇号 〇〇〇〇〇建設工事 一式

に係る入札

入札保証金 ￥_____

上記のとおり愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ入札いたします。